

教育学部・研究科部局間学術交流協定に基づく派遣交換留学生募集要項

I. 概要

部局間派遣交換留学とは、東北大学教育学部・大学院教育学研究科の正規学生を対象とした、本学部・研究科と部局間学術交流協定を結ぶ海外の大学（以下、「部局間協定校」という。）へ交換留学生として通常1学期～1年間留学する制度です。留学先大学等では現地学生と共に科目履修又は研究等を行い、単位取得も可能です（留学先大学等で取得した単位の本部局における認定については、教育学部・研究科において取り扱いを定めます）。また、授業料については、留学中も本学に納めますが、派遣先大学へ支払う必要はありません（一部の大学を除く）。なお、本募集においては派遣先国・地域の状況、また、派遣先大学、本学の判断により派遣を中止・中断する場合があります。

1. 留学先大学等

本募集における派遣対象大学については、教育学部・研究科先端教育実践センター国際交流支援室ホームページに掲載している「教育学研究科部局間学術交流協定校一覧」(<https://www.sed.tohoku.ac.jp/ireo/agreement/>)を参照してください。

*留学先大学等によっては、年度により本部局からの交換留学を受け付けない場合、または交換留学の対象となる学問分野（学部・研究科等）や学年等に制限がある場合がありますので、ご自身で確認のうえ、応募してください。

*各大学の語学条件等については、必ずご自身で各留学希望大学のHPにて条件等を確認の上、応募してください。ご自身で調べた上で不明の場合、国際交流支援室に問い合わせてください。語学要件を確認いたします。

2. 派遣期間

夏・秋（通常7月～10月）から1学期または1年間 ※各留学先大学等によって異なります。

3. 応募から帰国後までのスケジュール

応募前	留学希望大学のホームページにて交換留学プログラムの詳細を確認すること
応募時	留学希望大学の交換留学申請締切日の3ヶ月前までに国際交流支援室へ連絡し、2ヶ月前までに申請書類を提出すること。
選考期間	一次選考（書類審査）：書類提出後随時実施 二次選考（面接）：一次選考合格者に対して随時実施
選考後	留学希望大学からの選考結果受領 教育学部教務係へ留学申請書を提出すること

II. 応募条件

1. 応募資格

応募資格者は、次の全てを満たす者とします。

- (1) 教育学部・研究科の正規学部学生又は大学院学生で、学業、人物ともに優秀な者
- (2) 留学希望大学等において、専門分野に関する教育を受け、また、その他の活動等を行うために十分な語学能力がある者 【下記「2.語学要件」参照】

2. 語学要件

語学要件は派遣希望大学等における指導言語毎に設定されています。選択した指導言語で、十分な授業科目数が開講され、希望する科目の履修が可能であるかも含め、派遣希望大学のホームページ等で確認のうえ、下表により判断してください。

英語	① TOEFL ITP® 500, TOEFL iBT® 61, IELTS 5.5 又は Duolingo English Test 95 点以上のスコアを申請時の2年以内に取得していること。（部局内要件）
----	--

	② 留学希望大学等が上記の学内要件より高い語学要件を定めている場合は、上記のスコアではなく留学希望大学の語学要件を満たすこと。
英語以外	① 語学検定試験等により本学で本交換留学プログラム応募時の語学要件として定めた「ヨーロッパ言語共通参照枠 (CEFR)」に照らし A2 相当以上を取得していること。 ② 留学希望大学等が語学要件を定めている場合は、その要件を満たすこと。

3. その他の条件

- (1) 留学期間中の本学における在籍身分が「休学」とならないこと。
- (2) 本学の定める海外旅行保険に加入すること【V. 留学経費等 (4) 海外旅行保険参照】。
- (3) 留学期間終了後、本学に戻り学業を継続すること【VI. その他 (7) 日本出発日及び日本帰国日について】。

III. 応募方法

(1) 応募書類

- ① 派遣交換留学生候補者調書
- ② 指導教員/担任等の推薦状
- ③ 学業成績証明書
- ④ 語学能力証明書の写し
- ⑤ 派遣交換留学誓約書

※ 上記の所定様式については、国際交流支援室に請求すること

[提出書類作成上の留意事項]

- ・ ①についてはエクセルデータ、②～⑤については PDF 等のデータで提出すること。
- ・ 作成すべき当事者本人が作成したものではないことが判明した場合は不合格とする。

(2) 応募書類提出方法

応募書類を国際交流支援室宛てにデータで提出すること。

(3) 応募書類提出期限

留学希望大学の交換留学申請締切日の2ヶ月前までに（詳細は国際交流支援室に確認すること）

※提出された個人情報、選考及びプログラムの実施の目的にのみ使用します。

IV. 選考・結果通知

選考の結果について国際交流支援室より連絡します。

※選考方法並びに選考結果等に関する問い合わせについては、一切お答え出来かねます。

【参考】各選考における評価のポイント

- ①留学の目的及び動機
- ②授業・研究活動及び学生生活に対する姿勢
- ③異文化適応能力
- ④問題解決力
- ⑤語学力及び学業成績

V. 留学経費等

(1) 経費負担

留学に要する全ての経費（海外旅行保険代、往復渡航費、住居費等）は、留学生本人の自己負担とします。留学先国・地域によっては日本よりも物価・生活費が高額となる場合がありますので必ず確認のうえ応募してください。

(2) 授業料

部局間学術交流協定の授業料不徴収条項に基づき、原則、協定校からは授業料は徴収されません。
(ただし、大学によっては授業料、申請費、参加費、施設使用料等が徴収される場合があります)
なお、留学期間中も本学の授業料は納付する必要がありますので留意してください。

(3) 奨学金

交換留学に際し申請可能な奨学金については、下記を参照してください。

▶ 奨学金情報：<https://www.insc.tohoku.ac.jp/japanese/preparing/scholarship/>

※奨学金については学業成績や国籍等の受給条件が定められている場合があるため留意してください。

※留学に際し、奨学金に採用されるとは限りませんので、奨学金に採用されない場合でも留学できるように事前に留学先国・地域における物価等を調べる等して留学計画を立ててください。

(4) 海外旅行保険

交換留学生として派遣することが決定した場合、留学中の万一の事故・病気・ケガ等に対応するため、留学期間にかかる全ての海外滞在期間について「学生教育研究災害傷害保険付帯海外留学保険」(以下、「付帯海学」という。)への加入を必須としています。なお、加入の保険料は留学生本人の自己負担となります。

※付帯海学は大学が認めている留学期間のみ加入が可能となっておりますので、必ずこの期間での加入申請をお願いいたします(※渡航期間の詳細は VI.その他の項目(7)をご参照ください)。なお、付帯海学は必ず現地到着日ではなく日本を出発する日から、日本に帰着する日までの日程で加入してください。

▶ 付帯海学：https://www.insc.tohoku.ac.jp/japanese/preparing/safety/futai_kaigaku/

VI. その他

(1) 合格の取り消し

本部局内選考に合格しても、次の場合は派遣できません。

- 1 派遣希望大学等の入学許可が得られなかったとき
- 2 派遣開始時期(留学先大学により異なる)に応募条件を満たしていないとき
- 3 健康を害し留学が困難となったとき
- 4 派遣希望大学等の募集人員が減ったとき
- 5 派遣交換留学誓約書【応募書類⑤】に記載された事項を守れないとき
- 6 派遣交換留学に関する本部局の指導に従わなかったとき
- 7 その他、本部局が派遣を適当でないと判断するとき

(2) 派遣希望大学等における受入れ可否等について

派遣希望大学等における受入れ可否等および所属学部や研究科等の決定については、原則として本人の希望により申請を行います。派遣希望大学等の事情によって、必ずしも希望どおりに実現するとは限りません。派遣希望大学からの入学許可をもって、派遣交換留学生としての身分が決定します。

(3) 入学手続き及び渡航手続き等

本人の責任により行い、これらに要する費用は本人の負担となります。

(4) 協定校又は国・地域における保険加入

派遣先大学又は国・地域によっては、現地の保険への加入を義務付けている場合があります。その場合は、前項「V.留学経費等(4)海外旅行保険」に記載の「付帯海学」と合わせて加入する必要があります。なお、付帯海学の補償内容が派遣先大学の求める補償内容を満たしうる場合は、派遣先大学又は国・地域が指定する保険への加入が免除される場合があります。(免除を希望する場合、学生本人が派遣先大学の担当者に直接相談する必要があります。)

(5) 不測の事態等による派遣の中止・中断

交換留学への参加を辞退する場合、「VI.その他(1) 合格の取り消し」に該当する場合、またはテロ・自然災害、感染症・疫病の流行等の不測の事態が発生し大学の判断で派遣を中止・中断する場合等、理由を問わず、派遣前・中・後に発生した一切の費用（キャンセル料や、中断の場合の帰国旅費を含む）は参加学生個人が負担することとし、大学には請求できません。

(6) 感染症等への対応

世界各国における感染症の感染状況や社会情勢等により、大学が交換留学による海外渡航を許可する条件等に変更が生じる場合があります。また、交換留学による海外渡航に必要な手続きや提出書類が新たに生じる場合があります。

(7) 日本出発日及び日本帰国日について

日本出発日と日本帰国日については、原則として以下の日程とする必要があります。留学最終学期の授業終了日（期末テスト等最終日）の翌日以後 10 日以内に速やかに帰国するようにしてください。※研究等 10 日間を超える正当な理由がある場合は、教育学部教務係にご相談ください。

日本出発日：留学開始学期の授業開始日（オリエンテーション実施日、語学研修開始日）の前日から数えて 10 日間以内の日付

日本帰国日：留学最終学期の授業終了日(期末テスト等最終日)の翌日以後から 10 日間以内の日付

【連絡先】

国際交流支援室 : sed-ie@grp. tohoku. ac. jp

教育学部教務係 : sed-kyomu@grp. tohoku. ac. jp